

経 済 産 業 省

20240404貿局第1号
輸入注意事項2024第6号
経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地とするダイヤモンドの事前確認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

令和6年4月10日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

ロシアを原産地とするダイヤモンドの事前確認制への追加について

令和6年4月10日付け経済産業省告示第80号（輸入公表の一部を改正する告示）により、改正後の輸入公表三の七の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドの輸入については、令和6年5月10日以降、事前確認を受けるべき貨物となりました。

本措置は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和6年3月1日付け閣議了解に基づく輸入禁止措置を受けて導入することから、事前確認制の対象となるロシアを原産地とする1カラット未満のダイヤモンドは経済産業大臣の確認書がないと輸入できませんので、令和6年4月10日付け輸入注意事項2024第7号に定める手続きにより確認を受けてください。

なお、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づくキンバリー・プロセス証明制度の対象となるダイヤモンド原石を輸入しようとする場合は、経済産業大臣の確認書に加えて、輸入公表の三の八の（8）に基づく手続き（二の二号承認が必要な場合を除く）が必要となりますのでご注意ください。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月10日から施行する。

- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して3月を経過した日までは、なお従前の例による。